

# 北区男女共同参画行動計画 第6次アゼリアプラン

北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画  
北区女性の職業生活における活躍推進計画

## ～概要版～

令和2年（2020年）3月

北 区

### 《目次》

I	計画の策定にあたって	1
1	策定の趣旨と理念	1
2	策定の背景 ～第5次アゼリアプラン策定以降～	2
3	計画の性格	3
4	計画の期間	4
5	計画がめざす地域社会の姿	4
6	策定にあたっての基本的な考え方	4
II	計画の概要	5
1	計画体系図	5
2	計画の内容	7
	（1）目標Ⅰ 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会	7
	（2）目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会	10
	（3）目標Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会	12
	（4）目標Ⅳ 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会	14
3	計画を推進するためのしくみ	17
4	課題ごとの数値目標	19
5	計画の評価及び実績報告	21
6	計画の見直し	21

# I 計画の策定にあたって

## 1 策定の趣旨と理念

この計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、北区男女共同参画条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定します。

### 基本理念（北区男女共同参画条例第3条から要約）

- ① すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- ③ すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- ④ あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- ⑤ すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- ⑥ すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- ⑦ 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

## 2 策定の背景 ～第5次アゼリアプラン策定以降～

第5次アゼリアプランの策定（平成27年（2015年）3月）以降も、女性が広く能力を発揮できるような社会の実現に向けた取組が進んできています。

平成27年（2015年）12月には、国において「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成に向け「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」の4つの目指すべき社会を掲げ、取組の推進を図っています。

さらに、平成27年（2015年）9月に成立した、「女性の職業生活における活躍を推進するための女性活躍推進法」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく取組を通じて企業の情報公表を促進する等、「女性活躍推進状況の見える化」の徹底が進められています。

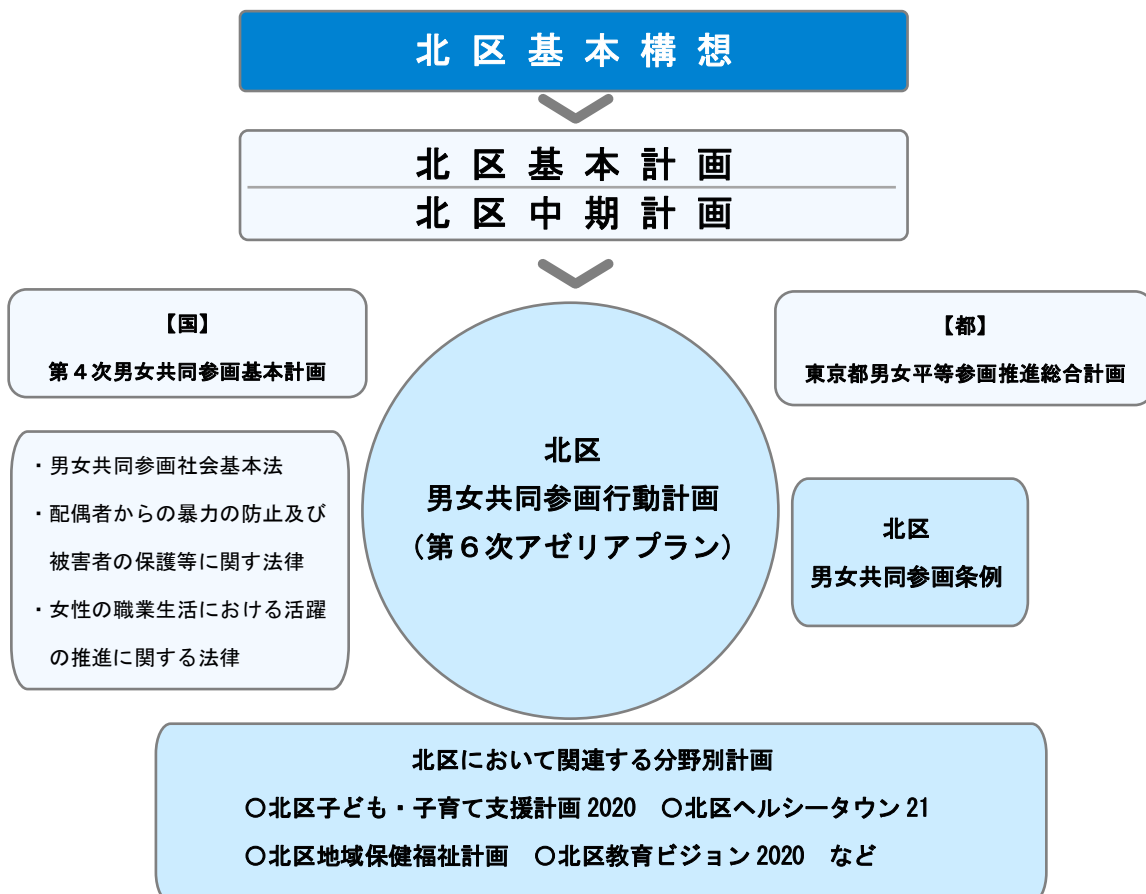
しかし、一方で、政治・経済・社会における様々な分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないこと、収入や正規雇用率など雇用分野における男女差が依然として大きいこと、仕事と子育て・介護・看護等の両立の難しさなど、なお、取り組むべき多くの課題があります。また、女性に対する暴力の根絶、ひとり親女性の抱える困難の克服等、様々な女性の生きづらさを解消して女性活躍を支える安全・安心な社会を構築していくことも重要です。

女性活躍の推進は、社会・経済の持続可能な発展のためにも重要であるという視点を持って、誰もが、職場・家庭・地域等生活の様々な場面において、自らの選択に基づき、自信とやりがいをもって多様な役割を果たし活躍できる社会の構築に向けた取組が引き続き求められます。

また、性自認や性的指向等を理由とする差別の解消及び不当な差別的言動の解消に向けた取組も進められており、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）の人たちの人権と生活向上のための取組が必要です。

### 3 計画の性格

- (1) この計画は、北区男女共同参画行動計画「第5次アゼリアプラン（平成27年度～平成31年度）」に続く、第6次の行動計画です。
- (2) この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。
- (3) この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し策定したものです。
- (4) この計画は、区の目指すべき将来像を掲げる「北区基本構想」を実現するための「北区基本計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定したものです。
- (5) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進計画」の趣旨を踏まえて策定したものです。
- (6) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけます。
- (7) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「市町村配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」として位置づけます。
- (8) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村女性の職業生活における活躍推進計画」として位置づけます。



## 4 計画の期間

本計画の期間は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年計画とします。

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
<b>第6次アゼリアプラン</b>				

## 5 計画がめざす地域社会の姿

この計画では、条例の基本理念に従い、4つの地域社会の姿を目標としてイメージし、その実現をめざして男女共同参画を推進します。

- (1) 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
- (2) ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会
- (3) あらゆる分野で女性が活躍する地域社会
- (4) 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

## 6 策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 目標の実現に向け、世界や国で推進しているSDGs（持続可能な開発目標）の掲げる目標や目指すべき方向性を踏まえながら、今後5年間に優先的に行う取組を計画化します。
- (2) 区民、地域団体、企業・産業団体、大学など様々な担い手との連携・協働に重点を置いて取組を進めます。
- (3) 計画の実効性を高めるため、数値目標を設定するほか、管理・評価するしくみにより、進捗状況を把握していきます。

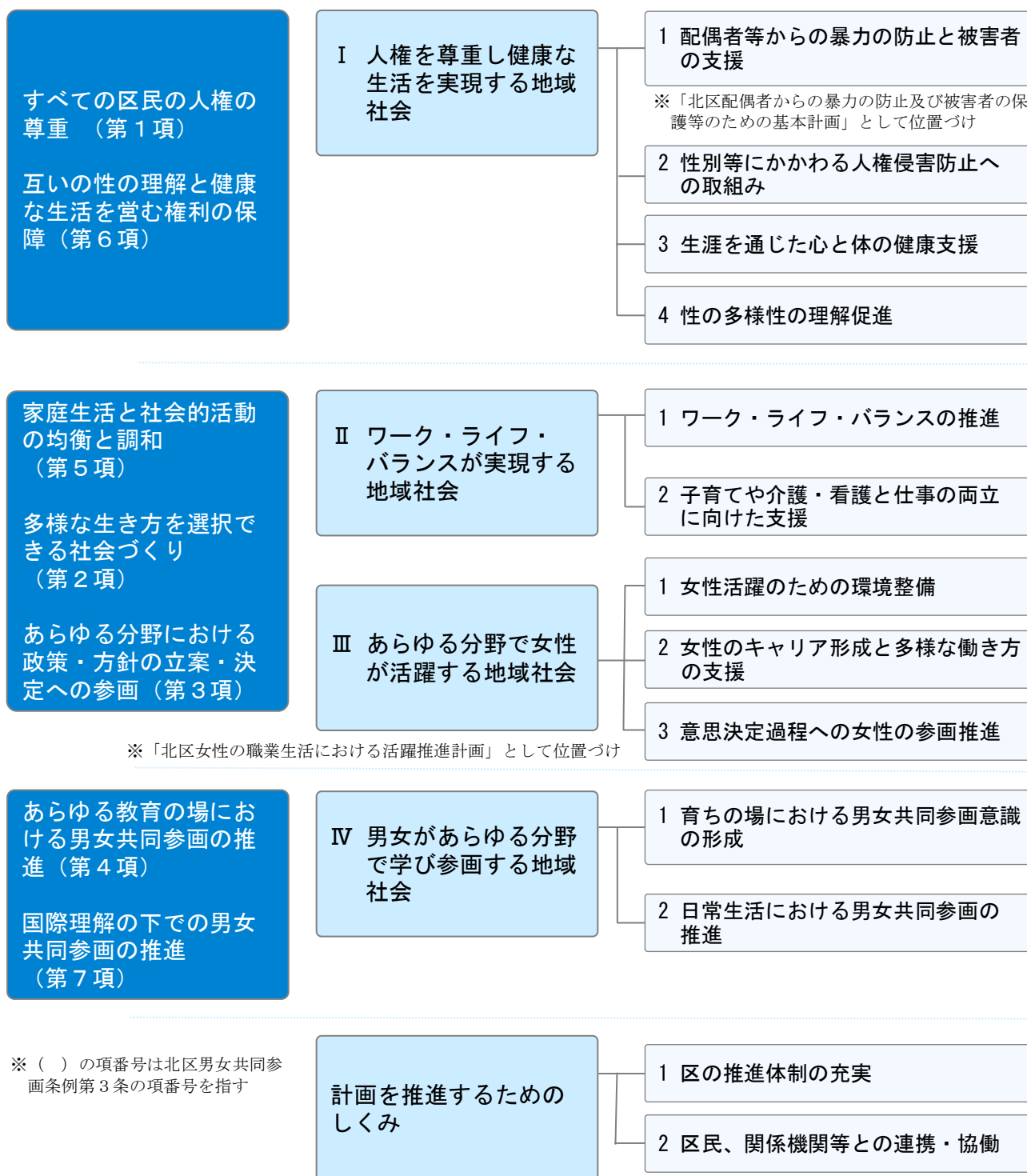
## Ⅱ 計画の概要

### 1 計画体系図

[ 男女共同参画条例の基本理念(第3条) ]

[ 目 標 ]

[ 課 題 ]



※ ( ) の項番号は北区男女共同参画条例第3条の項番号を指す



[ 施策の方向 ]

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| ① 配偶者等からの暴力の未然防止 | ② 配偶者等からの暴力の早期発見の推進 |
| ③ 相談体制の充実        | ④ 被害者支援の充実          |

- |                           |             |
|---------------------------|-------------|
| ① 男女共同参画を阻害する様々な暴力防止への取組み | ② 虐待防止への取組み |
| ③ 人権意識の向上                 |             |

- |   |
|---|
| ① 性と生殖に関する健康と権利を守る取組み（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ） |
| ② 健康づくりへの支援                             |

- |              |
|--------------|
| ① 性の多様性の理解促進 |
|--------------|

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ① 企業等への働きかけと支援   | ② ワーク・ライフ・バランスへの理解促進 |
| ③ 男性の働き方に対する意識改革 | ④ 治療と仕事の両立支援         |

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| ① 子育て支援の充実           | ② 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実 |
| ③ 介護・看護をサポートするしくみづくり |                          |

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ① 女性活躍推進法に基づく協議会の運営 | ② 女性活躍を阻害するハラスメントの防止 |
| ③ 男女がともに担う家庭生活      |                      |

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ① キャリア形成のための支援 | ② 多様な働き方への支援 |
| ③ 起業家・自営業者への支援 |              |

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ① 多様な分野への女性の参画推進 | ② 女性のリーダー育成・登用支援 |
|------------------|------------------|

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| ① 学校教育等における男女共同参画意識の形成 | ② 家庭における男女共同参画意識の形成 |
| ③ 地域における男女共同参画意識の形成    |                     |

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| ① 男女がともに自立し生活するための支援     | ② 男女双方の視点に配慮した防災対策の充実 |
| ③ 多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大 |                       |

- |                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| ① 職員の意識啓発                      | ② 計画の進捗管理 |
| ③ スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）の機能の充実 |           |

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ① 区民、地域団体等との連携 | ② 企業・産業団体等との連携 |
| ③ 大学との連携       |                |

## 2 計画の内容

### (1) 目標Ⅰ 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

#### 課題1「配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援」

##### ① 配偶者等からの暴力の未然防止

No.	取組	取組の内容
1	配偶者等からの暴力の防止に関する啓発	配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を講座、パンフレットや情報誌等により、広く区民に向け意識啓発を行います。
2	ストーカー行為被害防止に関する啓発	区民がストーカー行為に気づき、また、ストーカー行為が深刻な人権侵害であるという認識を深めるため、パンフレットや情報誌等で意識啓発を行います。

##### ② 配偶者等からの暴力の早期発見の推進

No.	取組	取組の内容
3	関係機関との連携強化	被害者の早期発見のために「配偶者からの暴力防止連絡協議会」等の運営を通して、医療機関や民生委員・児童委員等の関係機関との連携を推進します。また、DV対応マニュアルの配付により情報共有を図ります。

##### ③ 相談体制の充実

No.	取組	取組の内容
4	相談窓口の周知	被害者が早期に相談窓口を利用して、様々な支援情報を得られるようにするため、「DV防止に関するDV相談カード」の配布等により窓口の周知を図ります。
5	相談事業の充実	こころと生き方・DV相談*、女性のための法律相談、教育相談、母子・父子、婦人相談など多様な相談の場において、DVに関する問題や悩み、またDV被害についての相談に対し、問題解決に向けての支援等を行います。また加害者への取組は引き続き「相談」の一環として行います。
6	配偶者暴力相談支援センター機能の充実	被害者の早期発見と総合的な支援等を行うため、「配偶者暴力相談支援センター」の運営の充実に努めます。

\*こころと生き方・DV相談：スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）で行っている相談業務で、DV、夫婦、親子関係、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメントや人間関係、LGBT等に関する事など、生きていく上での様々な問題の相談に応じている。



#### ④ 被害者支援の充実

No.	取組	取組の内容
7	安全確保のための支援体制の充実	緊急一時保護を実施するとともに、被害者の個人情報に関係機関が連携しながら管理の徹底を行い、被害者の安全を守ります。
8	自立支援の充実	被害者の生活再建をはじめとし、同行支援の実施や自助グループ活動の支援等、被害者が新たに自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら総合的かつ継続的な支援を行います。
9	再発防止への取組み	DV加害経験者に対して、再び加害者となることがないように、講座・情報誌等により啓発します。
10	関係機関・団体等との連携強化	円滑な被害者支援等を行うため、要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係部署や警察等との情報共有を図るなど連携を強化します。

### 課題2 「性別等にかかわる人権侵害防止への取組み」

#### ① 男女共同参画を阻害する様々な暴力防止への取組み

No.	取組	取組の内容
11	セクシュアル・ハラスメントや性暴力などの防止に関する啓発	職場におけるセクハラ・パワハラ等の防止について情報誌・パンフレット・講座による啓発を行います。
12	若年層に対するデートDV、性被害防止等に関する意識啓発及び相談窓口の周知	子どもたちが新たな加害者・被害者にならないように、中学生並びに高校生等の若年層を対象にデートDVやJKビジネス問題等に関する予防啓発講座やパンフレット等で意識啓発を行います。また、相談窓口を周知します。

#### ② 虐待防止への取組み

No.	取組	取組の内容
13	虐待の早期発見の取組強化と関係機関・団体等との連携	児童、高齢者、障害者等への虐待等、人権を侵害する行為の未然防止と早期発見に向け、切れ目のない総合的な支援を行うため、関係部署と連携を図り、取組を一層強化します。
14	虐待防止に関する意識啓発	児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等に関する知識・情報提供及び意識啓発の研修等を実施し、虐待防止に対する意識の向上を図ります。



### ③ 人権意識の向上

No.	取組	取組の内容
15	あらゆる人々の権利擁護の推進	様々な相談の場を通じ、相談者がそれぞれのケースに応じた適切な権利擁護（成年後見制度等）を受けられるよう取組みます。
16	メディアの持つ特性の理解促進	学校では、インターネット等のメディアを正しく使いこなせるように授業を通してメディアリテラシーを育成します。また、メディアによる情報等を、自らの確に読み解き活用できる能力が身に付くよう、講座、情報誌等により啓発を行います。
17	多様性を尊重した人権意識の啓発	人種、信条、性別、社会的身分等による、人権侵害を防止するため、人権意識の向上の啓発を行います。

## 課題3 「生涯を通じた心と体の健康支援」

### ① 性と生殖に関する健康と権利を守る取組み（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

No.	取組	取組の内容
18	母子保健事業の充実	女性が安心して妊娠・出産から育児期を過ごすことができるよう、保健医療の情報提供を行うとともに、妊産婦健康診査や訪問指導、出産・育児応援事業等の支援を進めます。
19	情報提供と男性の理解促進	子育て中の父親が、育児に関する情報を簡単に取得し、育児への理解促進につながるよう、きたハピ*、子育てガイドブック等の子育て支援情報の充実を図ります。
20	性に関する学びの提供	性差に着目し、男女特有の疾病の予防・早期発見を図るため、学ぶための機会や情報誌等による情報提供を行います。また、妊娠・出産等女性のライフステージに応じた相談に対応します。
21	エイズや感染症などの情報提供	エイズや性感染症等に関する相談・検査を実施するとともに、予防健康教育を実施し、正しい知識や情報を提供します。

\*きたハピ：北区の子育てについて、目的別や年齢別など、様々な情報を探することができるツール。  
北区からのお知らせやみんなの質問など、子育てに役立つ情報を確認することができる。

### ② 健康づくりへの支援

No.	取組	取組の内容
22	区民健診の受診促進	生涯にわたって安心して健康な生活を送ることができるよう、病気の早期発見につながるような基本的な健康診査を行い、区民の健康管理を進めます。また、乳がんや子宮がんなど女性に多い疾病について、検診の受診率向上に努めます。
23	健康増進のための支援	男女がともに生涯健康な生活を送ることができるよう、意識づくりや生活習慣の改善を図るための様々な支援を行います。
24	メンタルヘルスに関する情報提供と支援	保健師や臨床心理士による、心と体の健康に関する相談体制の充実や、パンフレット・情報誌によるメンタルヘルスに関する啓発・情報提供を行います。

## 課題4「性の多様性の理解促進」

### ① 性の多様性の理解促進

No.	取組	取組の内容
25	性の多様性の正しい理解のための意識啓発	区民に対し、性の多様性に関する正しい理解と知識を身につけるため、パンフレット・情報誌による啓発・情報提供を行うとともに、区職員に対する研修等を行います。
26	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ、LGBT等)の相談体制の充実	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ、LGBT等)の悩みに寄り添えるよう相談体制の充実を図ります。 相談等に対応する職員等及び教職員が、多様な性自認・性的指向に対する理解を深め、適切な配慮・対応が取れるよう対応マニュアルを作成します。

## (2) 目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会をめざします。

## 課題1「ワーク・ライフ・バランスの推進」

### ① 企業等への働きかけと支援

No.	取組	取組の内容
27	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる区内中小企業等を顕彰し、企業の取組事例等を広くPRするなど、取組を支援します。また、アドバイザーを派遣し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等をサポートします。
28	企業等におけるダイバーシティの推進への支援	企業におけるダイバーシティ経営*の推進にむけて、企業向けセミナーやパンフレット等による啓発及び情報提供を行うとともに、産業団体との連携を強化します。

\*ダイバーシティ経営：多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営のこと。(経済産業省のHPより)

### ② ワーク・ライフ・バランスへの理解促進

No.	取組	取組の内容
29	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取組や推進方法等及び仕事と生活の両立に役立つ内容について、講座やパンフレット、情報誌等により、情報提供を行います。

### ③ 男性の働き方に対する意識改革

No.	取組	取組の内容
30	男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発	男性が子育てや家事に主体的に参画するため、自分に合った子育ての仕方を学ぶ講座の開催をはじめ、男女が共に担う子育ての環境づくりを行います。

#### ④ 治療と仕事の両立支援

No.	取組	取組の内容
31	疾病を抱えた労働者の治療と仕事を両立するための情報提供	疾病を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるよう、労働者自身や職場の理解を深めるための講座の開催やパンフレット・情報誌等による啓発及び情報提供を行います。

### 課題2「子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援」

#### ① 子育て支援の充実

No.	取組	取組の内容
32	子育て家庭への支援	地域による子育ての支援や、乳幼児親子の新たな居場所づくりなど、子育て支援の一層の充実を図ります。また、育児中の養育者の相談体制の充実なども図ります。
33	地域で支えあうしくみづくり	地域住民の相互援助活動として、ファミリー・サポート・センター事業*の制度をより充実させ、地域全体で子育て家庭への支援を行います。また、放課後における子どもたちの安全・安心で健やかな活動拠点の充実を図るため、放課後子ども総合プラン*を推進します。
34	困難を抱える家庭への支援	生活困窮・ひとり親家庭等の困難を抱える家庭へ各種生活支援・給付事業などを行うとともに、経済的な自立に向けた支援や子どもへの学習支援を行います。
35	相談体制の充実	子育て中の様々な不安や悩みをひとりで抱えずに、安心して子育てができるように、いつでも気軽に相談できる窓口や体制の充実を図ります。

\*ファミリー・サポート・センター事業：会員制の区民による育児支援活動。支援してほしい会員と支援したい会員をマッチングし、子育て世代の仕事と育児の両立及び地域の子育て機能強化を図る。

\*放課後子ども総合プラン：平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、区内の小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供している。

#### ② 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

No.	取組	取組の内容
36	保育サービスの充実	働く男女が安心して仕事と子育てを両立できるよう、保育施設の整備を進め、待機児童の解消を図り、保育サービスの充実に努めます。
37	就労形態など事情に応じた多様な保育サービスの充実	延長保育、休日保育、病児・病後児保育等、多様な保育ニーズに合わせた保育サービスの充実を図ります。
38	就学後の支援	小学校への就学時に親子ともにスムーズに生活が移行でき、安心して過ごせるよう学童クラブの充実を図るとともに、放課後子ども総合プランを推進します。

### ③ 介護・看護をサポートするしくみづくり

No.	取組	取組の内容
39	地域で支えあうしくみづくり	高齢者あんしんセンターの機能強化とともに、高齢者地域自立支援ネットワークの充実と強化を図り、医療・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築への取組を進めます。
40	介護・看護による離職防止・職場復帰のための支援	家族の介護や看護による離職防止のため、介護保険制度の利用方法等をはじめ、介護・看護と仕事の両立に役立つ知識・情報等を早い段階から提供します。また、離職後の職場復帰のための情報提供等に取組みます。

## (3) 目標Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会

女性と男性が対等なパートナーとして、あらゆる分野で自分らしくいきいきと活躍することができる地域社会をめざします。

### 課題1 「女性活躍のための環境整備」

#### ① 女性活躍推進法に基づく協議会の運営

No.	取組	取組の内容
41	女性活躍推進法に基づく協議会の運営	女性活躍推進協議会を設置し、女性活躍推進に係る関係機関と連携し、課題解決策を検討します。

#### ② 女性活躍を阻害するハラスメントの防止

No.	取組	取組の内容
42	職場等あらゆる場面でのハラスメントの撲滅に向けた啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する意識の向上を図るため、講座やパンフレット・情報誌等による啓発を行います。また、区職員に対する研修を行います。

#### ③ 男女がともに担う家庭生活

No.	取組	取組の内容
43	男性の家事・子育て協働支援	男性にとっての男女共同参画の意義や取組に関して、講座等により意識の啓発を図ります。

## 課題2 「女性のキャリア形成と多様な働き方の支援」

### ① キャリア形成のための支援

No.	取組	取組の内容
44	均等な雇用機会の確保への支援	職場において均等な雇用機会が確保されるよう、労働相談情報センター*と連携して企業等に対する講座や情報誌等による啓発を行います。
45	キャリア形成の支援	女性のキャリアアップに向けた講座を開催し、キャリア形成についての知識・情報を提供します。また、女性の活躍の場面の一つとして、起業についての知識・情報を提供します。
46	固定的性別役割分担にとられない職域拡大の啓発	固定的性別役割分担にとらわれず職域の拡大を図るため、講座・パンフレット・情報誌等による啓発を行います。

\*労働相談情報センター：東京都産業労働局の出先機関で、都内に6か所設置されている。主な役割として、労働問題全般について相談を受けるほか、労使双方の希望により話し合いの仲介などのあっせんもしている。そのほか、労働に関する問題や制度、法律についての学習、調査を支援するため、セミナーの開催や資料の提供も行っている。

### ② 多様な働き方への支援

No.	取組	取組の内容
47	継続就労への支援	一般企業や個人向けに、育児・介護休業などの制度関係や雇用問題等について、関係機関と連携した講座や情報誌等による情報提供をします。
48	再就職のための支援	再就職のために必要な知識・情報を提供する講座等を、関係機関と連携して実施します。
49	非正規雇用労働者の処遇改善	非正規雇用労働者の産前産後休業、育児休業及び介護休業の法制度の内容について、労働相談情報センターと連携して企業等に対する講座や情報誌等による啓発を行います。

### ③ 起業家・自営業者への支援

No.	取組	取組の内容
50	起業のための知識、情報提供	起業のために必要な知識・情報を提供する講座を実施するほか、関係機関と連携して支援します。
51	融資あっせんなど起業支援	起業に必要な資金調達を支援するため、中小企業金融対策融資のあっせんを行います。
52	自営業等における就業環境の整備	家族経営協定制度*の普及啓発や家族経営協定制度締結について、労働者相談情報センターと連携した講座や情報誌等による啓発を行います。

\*家族経営協定制度：家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。



### 課題3 意思決定過程への女性の参画推進

#### ① 多様な分野への女性の参画推進

No.	取組	取組の内容
53	審議会等への女性の参画推進	男女双方の意見が、区の施策にバランスよく反映されるよう、審議会等における女性委員の積極的登用を進めます。また、委員の公募にあたっては、男女比に配慮します。
54	政治分野における女性の参画推進	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行を踏まえ、男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにするための方法などの情報提供を行い、区議会における男女共同参画を推進します。

#### ② 女性のリーダー育成・登用支援

No.	取組	取組の内容
55	職場における女性リーダーの育成支援	職場において女性がリーダーとして活躍できるよう、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、女性の人材育成につながる情報提供を行います。
56	町会・自治会等、地域社会における女性リーダーの育成支援	地域団体のリーダーへの女性の登用について、地域団体の学習会への出前講座やパンフレット・情報誌等による情報提供により、意識啓発を行います。

### (4) 目標Ⅳ 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び、参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会を目指します。

### 課題1 「育ちの場における男女共同参画意識の形成」

#### ① 学校教育等における男女共同参画意識の形成

No.	取組	取組の内容
57	教職員等への研修の充実	小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育園に従事する教職員等に対し、男女共同参画についての正しい理解と認識を深めるため、人権研修の中で男女共同参画についての研修を行います。
58	小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育園での意識啓発	学校等での日常活動の中で、子どもたちに男女共同参画の考え方を身につけられるよう、長期的な意識啓発に努めます。
59	固定的性別役割分担にとられないキャリア教育	子どもたちが、将来の仕事について固定的性別役割分担にとられず職業の選択肢を広げられるような事業を実施します。

No.	取組	取組の内容
60	発達段階に応じた学校等における性に関する教育の推進	児童生徒の発達の段階に応じ、性に対する理解を深める指導の充実に努めます。
61	教育相談等における支援の充実	小・中学校の子どもたちの悩みにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、男女共同参画の視点も踏まえて対応を行います。

## ② 家庭における男女共同参画意識の形成

No.	取組	取組の内容
62	区民への意識啓発と情報提供	親子・家族向けの講座及び情報誌や図書館、スペースゆう情報コーナーの充実等を図り、区民への啓発及び情報提供を行います。
63	家庭で育む男女共同参画の意識啓発	「家族ふれあいの日」*などの行事、家庭教育学級*や講座等を通して、子どもと向き合い、心を育む大切さなどの家庭教育の推進並びに家庭での男女共同参画についての意識啓発を図ります。

\*家族ふれあいの日：東京都では、家族の結びつきが希薄になっている中、家族そろっての食事など家庭でのふれあいを促進するために、「家族ふれあいの日」事業を実施しており、これに呼応して北区でも各種事業を展開している。

\*家庭教育学級：小学生や中学生の親を対象とし、心豊かな子どもを育てるための知識を習得するとともに、親としてのあり方を考える機会を提供することを目的として実施している事業。

## ③ 地域における男女共同参画意識の形成

No.	取組	取組の内容
64	町会・自治会や青少年地区委員会・PTA等地域団体への啓発	町会・自治会、青少年地区委員会、PTAなど地域団体の勉強会に出前講座をするなど、男女共同参画や役割分担意識に対する意識啓発を図ります。
65	地域社会における男性の参画推進	地域活動における男性の参加について、年齢差や固定的役割分担意識にとらわれずに行われるよう、パンフレット・情報誌等での啓発を行います。

## 課題2「日常生活における男女共同参画の推進」

### ① 男女がともに自立し生活するための支援

No.	取組	取組の内容
66	男女共同参画社会実現に向けての情報収集・公表	男女共同参画の現状について理解を深め、日常生活に活かせるよう男女共同参画に関わるデータの収集・公表を行います。
67	男女の生活向上に向けた自主自立の促進	日常生活における様々な問題解決に向け、男女が自立した生活を送るために必要な知識や情報を身につける講座を行います。
68	地域活動への参加促進	男女がともに地域活動において活躍できるように、参加促進に向けた講座等を行います。

## ② 男女双方の視点に配慮した防災対策の充実

No.	取組	取組の内容
69	女性参画の促進と女性防災人材の育成	男女双方の視点に配慮した防災対策を策定するとともに、男女共同参画の視点を活かした防災セミナーを実施し、女性防災人材の育成を進めます。
70	災害時・復興時の相談体制の確保	女性被災者等の相談窓口の設置や協定に基づく関係機関との連携により、災害時における相談体制を確保します。
71	自主防災組織における男女双方の視点に配慮した防災対策	地域の自主防災組織における女性の参画を促進するため、男女双方の視点に配慮した地域防災計画を策定するとともに、出前講座等により啓発や情報提供を行います。

## ③ 多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大

No.	取組	取組の内容
72	団体・グループ活動の支援と交流促進	異なる分野で活動する団体が、それぞれの団体の特色を活かしながら活動を拡大できるよう、情報交換や交流の場を提供します。
73	国籍・文化の異なる多様な区民の理解、交流促進	区内在住の外国人を対象に交流事業を実施するほか、講座、情報誌等により、多文化等への理解促進を図ります。



### 3 計画を推進するためのしくみ

男女共同参画社会を実現するために、区の推進体制の充実を図るとともに、区民や関係機関と緊密な連携をし、総合的かつ効果的に施策を推進します。

#### 課題1 「区の推進体制の充実」

##### ① 職員の意識啓発

No.	取組	取組の内容
74	研修の充実	区職員が日常業務の中で、多様性や男女共同参画意識を持って業務を遂行することができるよう、職員研修の充実を図ります。
75	職員の男女共同参画に関する意識調査の実施	定期的に職員の男女共同参画に関する意識調査を実施し、実態の把握とともに啓発します。
76	ワーク・ライフ・バランスの推進	特定事業主行動計画に基づき、育児の日やノー残業デーの設定など、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

##### ② 計画の進捗管理

No.	取組	取組の内容
77	男女共同参画の視点に配慮した計画の策定と推進	区の基本計画等各種計画において、男女共同参画の視点に基づいて策定します。
78	計画の評価システムの効果的な運用	計画の評価システムを活用し、アゼリアプラン事業実績を把握し公表するとともに、効果的な事業推進に活用します。
79	定期的な区民意識調査の実施	定期的に区民の男女共同参画に関する意識・意向調査を実施し、計画の改定や施策に反映させていきます。

##### ③ スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）の機能の充実

No.	取組	取組の内容
80	幅広い区民参加の促進	多くの区民が講座や講演会等に参加できるよう、各種事業を効果的に実施します。
81	情報発信機能の強化	情報コーナーを充実させるとともに、情報誌や区のホームページ等、様々な媒体を活用して、情報をわかりやすく提供します。
82	区民の主体的な活動拠点としての機能充実	有効活用を促進するため、施設の周知を行うとともに、施設充実に向けた検討を行います。

## 課題2「区民、関係機関等との連携・協働」

### ① 区民、地域団体等との連携

No.	取組	取組の内容
83	区民との協働事業の推進	区民等による地域スタッフや登録団体等との交流事業を通じて、スペースゆう事業の企画段階から区民の視点を取り入れます。また、スペースゆう主催講座の運営補助や一時保育など、地域スタッフとの協働を進めます。
84	関係機関、地域団体、NPO等との連携	北区男女共同参画推進ネットワークやスペースゆう登録団体等との連携を強化し、関係機関、地域団体、NPO等の地域団体との協働事業を通じて、男女共同参画の取組を推進します。

### ② 企業・産業団体等との連携

No.	取組	取組の内容
85	情報発信のための協力店舗の確保	区民が身近な場所で男女共同参画に関する情報を得られるよう、協力店舗に情報誌を配布するなど、協力店舗を通じた情報提供に努めます。
86	地域の企業や産業団体等との協働事業の推進	企業向け講座、セミナー等を通じて地域企業や産業団体等と連携協力し、男女共同参画に関わる共通の課題に取り組めます。

### ③ 大学との連携

No.	取組	取組の内容
87	大学との連携	大学や各分野における関係機関や地域団体等との連携により、男女共同参画に関する地域課題の解決に取り組めます。

## 4 課題ごとの数値目標

### (1) 目標Ⅰ 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会を目指します。

課題	指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
課題1「配偶者等からの暴力の防止と被害者支援」	過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、公共機関に相談した人の割合(北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	12.1%	40%
課題2「性別等に関わる人権侵害防止への取組み」	職場・学校・地域で、自分または周囲の方がハラスメント被害を受けていない割合(北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	53.9%	65%
課題3「生涯を通じた心と体の健康支援」	過去1年間に健康診断を受けた人の割合(北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	男性 91.0% 女性 82.7%	男女とも 100%に 近づける
課題4「性の多様性の理解促進」	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ、LGBT等)のことを自分(自身)や(知人と)自分に関わりのある問題として考えたりした人の割合(北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	9.6%	20%

### (2) 目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会を目指します。

課題	指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
課題1「ワーク・ライフ・バランスの推進」	ワーク・ライフ・バランスについて何らかの取組をしている事業者の割合(北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	77.3%	85%
課題2「子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援」	保育サービス(保育所、認証保育所、家庭福祉員等)の定員数 (北区子ども・子育て支援計画2020)	9,060人 平成31年4月	9,715人 令和6年4月



### (3) 目標Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会

女性と男性が対等なパートナーとして、あらゆる分野で自分らしくいきいきと活躍することができる地域社会を目指します。

課題	指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
課題1「女性活躍のための環境整備」	子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	66.0%	80%
課題2「女性のキャリア形成と多様な働き方の支援」	望ましい女性の働き方について、結婚・出産に関わらず、ずっと仕事をするとする人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	24.5%	30%
課題3「意思決定過程への女性活躍の推進」	審議会等の女性委員の割合 (東京都区市町村男女平等参画施策推進状況調査)	26.3% 平成31年4月	40% 令和6年4月

### (4) 目標Ⅳ 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会を目指します。

課題	指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
課題1「育ちの場における男女共同参画意識の形成」	「男は仕事、女は家庭」と考える人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	10.6%	0%に近づける
課題2「日常生活における男女共同参画の推進」	北区男女共同参画条例、スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）の認知度（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	条例 13.8% スペースゆう 18.3%	50%

## 5 計画の評価及び実績報告

施策の見直しや改善を進めるために、計画の進捗状況について実績を把握するとともに、評価を毎年区民に公表します。

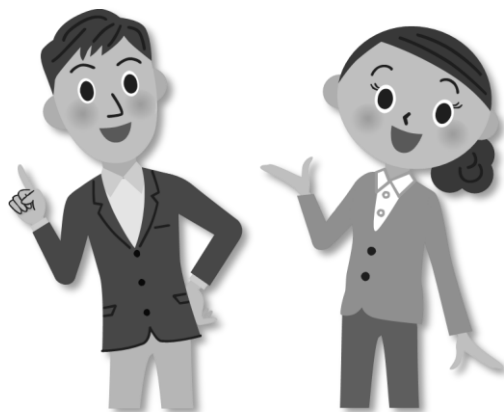
評価は取組・課題・目標の各段階において、所管課・多様性社会推進課・男女共同参画審議会が行います。

評価の必要事項は年次評価の手順書を別に定め、評価方法などは必要に応じて見直しを行います。

## 6 計画の見直し

計画は、実施状況、社会の状況の変化に的確に対応するため、計画策定後、2～3年を目途に見直しを行うこととします。

また、次期計画策定の準備として、男女共同参画に関する区民意識・意向調査を令和5年度（2023年度）に実施します。



北区男女共同参画行動計画  
第6次アゼリアプラン（概要版）

刊行物登録番号  
31-1-164

令和2年（2020年）3月

発行：東京都北区総務部多様性社会推進課  
住 所：〒114-8503  
東京都北区王子1-11-1 北とぴあ5階  
電 話：03（3913）0161（ダイヤルイン）

